

# 寄附金控除(ふるさと納税など)を受けられる方へ

あなたが国や地方公共団体(ふるさと納税など)、特定公益増進法人などに対し、2,000円を超える寄附をした場合には、寄附金控除の適用を受けることができます。

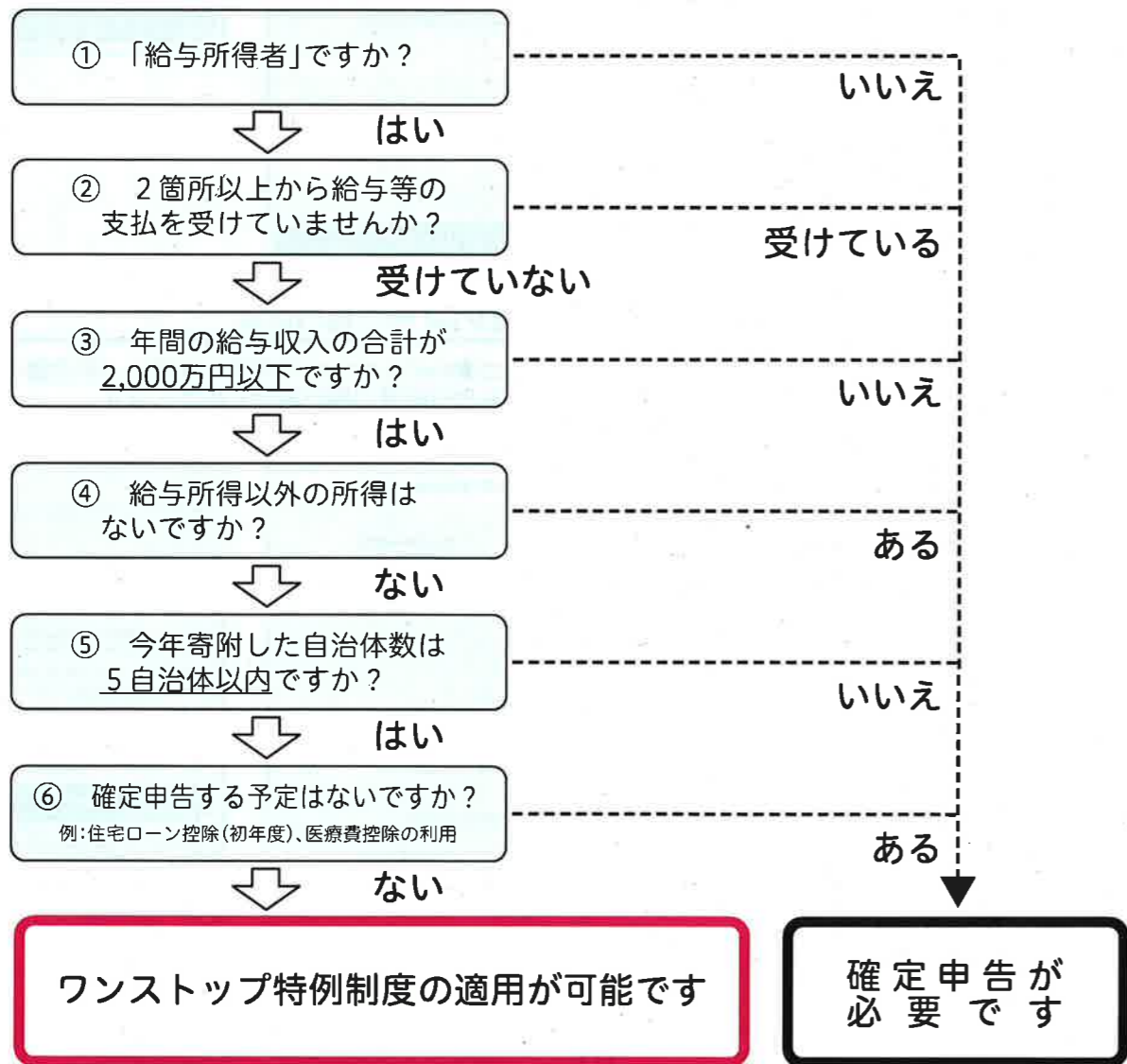
## I ふるさと納税ワンストップ特例について

ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行われた方は、原則として、所得税の確定申告は不要です(所得税の控除額も個人住民税から控除されます。)

※ 令和元年6月1日以降のふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体に対する寄附金については、ふるさと納税の対象となりません(指定の有無については総務省のホームページをご確認ください。)

### 《ワンストップ特例の適用確認シート》

※ 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当される方は、⑤から確認してください。



## ふるさと納税の申告漏れにご注意ください!!

次の場合に該当する方は、ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、ワンストップ特例を適用することができなくなり、その年のふるさと納税の全額について、所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

- ① 所得税の確定申告書を提出する場合(医療費控除の適用を受けるために、確定申告をする場合など)
- ② ふるさと納税先の自治体数が6団体以上となる場合

## II 寄附金控除の対象となる寄附金について

- 1 国に対する寄附金
- 2 地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税など)
- 3 指定寄附金(※2(A))(※3)
- 4 特定公益増進法人に対する寄附金
  - ① 独立行政法人(※2(A))(※3)
  - ② 一定の要件を満たす地方独立行政法人
  - ③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社
  - ④ 公益社団法人・公益財団法人(※2(A))
  - ⑤ 私立学校法人で、学校、専修学校及び各種学校の設置を主たる目的とする法人(※2(A))
  - ⑥ 社会福祉法人(※2(A))
  - ⑦ 更生保護法人(※2(A))
- 5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭
- 6 NPO法人に対する寄附金
 

都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人等(※2(B))  
(上記以外のNPO法人は寄附金控除の対象となりません。)
- 7 政治活動に関する寄附金
  - ① 政党(支部を含みます。)、政治資金団体(※2)
  - ② 資金管理団体、その他の政治団体、一定の公職の候補者
- 8 特定新規中小会社が発行した特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額

※1 学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるもの及び政治資金規正法に違反するものなどは、控除の対象になりません。

※2 これらの寄附金のうち、一定の要件を満たすものについては、所得控除に代えて税額控除を選択することができます。控除の種類(A③Cの別)及び添付書類については、IIIをご覧ください。

※3 国立大学法人、公立大学法人及び一定の独立行政法人の行う修学支援事業に充てられる寄附金で平成28年以後に支出したものについては、税額控除の適用の対象となります。

※4 寄附金控除の対象となるかご不明な場合は、寄附先の団体等にご確認ください。

## III 確定申告で寄附金控除を受けるための手続

寄附金控除の適用を受けるためには、所得税及び復興特別所得税(以下「所得税」といいます。)の確定申告書に次の書類を添付して、所轄税務署に提出する必要があります。

### 「所得控除」を適用する場合の添付書類

共通に必要な書類(1~6)	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(領収書)
II 区分の必要な寄附金書類	4②、⑤ 特定公益増進法人である旨の証明書の写し
	5 特定公益信託である旨の認定書の写し
	7 選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」 ※ 確定申告書を提出するまでに、「寄附金(税額)控除のための書類」の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて寄附金の受領証の写しを添付して確定申告をし、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

※ IIの8の寄附金について控除の適用を受ける場合は、一定の計算明細書や確認書等が必要になります。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

### 「税額控除」を適用する場合の添付書類

①公益社団法人等寄附金特別控除(租税特別措置法第41条の18の3)	・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・一定の証明書等(寄附先の法人により異なります。)
②認定NPO法人等寄附金特別控除(租税特別措置法第41条の18の2)	・認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・認定NPO法人等から交付された一定の事項を証する書類
③政党等寄附金特別控除(租税特別措置法第41条の18)	・政党等寄附金特別控除額の計算明細書 ・選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」

※ 税額控除を適用する場合の、各種「計算明細書」及び添付書類についての詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

「所得控除」又は「税額控除」のいずれかを選択し適用した場合には、その後の修正申告や更正の請求において、選択を変更することはできませんので、ご注意ください。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。



**STEP 1 作成前の確認事項**

- 申告書の提出方式を確認します。
- ① マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り機能付のスマートフォンをお持ちの方は**マイナンバーカード方式**  
※マイナンバーカード方式は令和2年1月31日からサービス開始予定です。
  - ② ID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの方は、**ID・パスワード方式**
  - ③ 上記①及び②以外の方は、**書面提出**が選択できます。
- 以下では、マイナンバーカード方式の手順を示します。

**STEP 2 作成コーナーにアクセス**

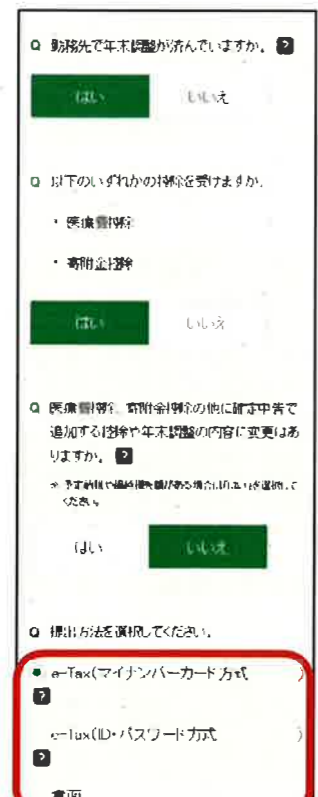
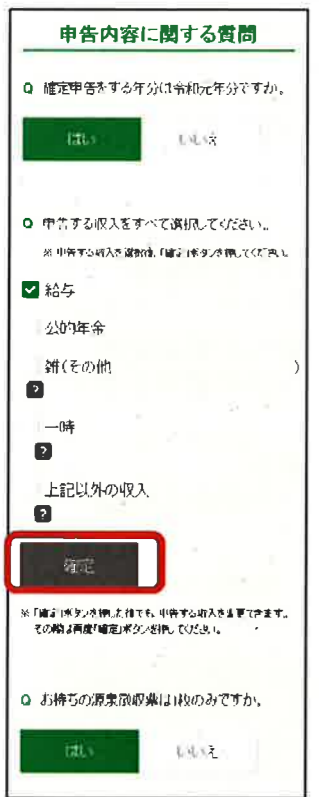
下のQRコードを読み取り、「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、「作成開始」をタップします。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

**STEP 3 申告内容に関する質問**

表示される申告内容に関する質問に**回答・選択**します。回答・選択が完了したら「次へ」をタップします。



**STEP 4 アプリインストール**



画面の案内のとおり、必要なアプリをインストールしてください。  
※機種によって必要なアプリが異なります。

**STEP 5 マイナンバーカードの読み取り**



マイナンバーカードの読み取りが完了したら、画面の案内のとおりに進めます。

**STEP 6 源泉徴収票の入力**

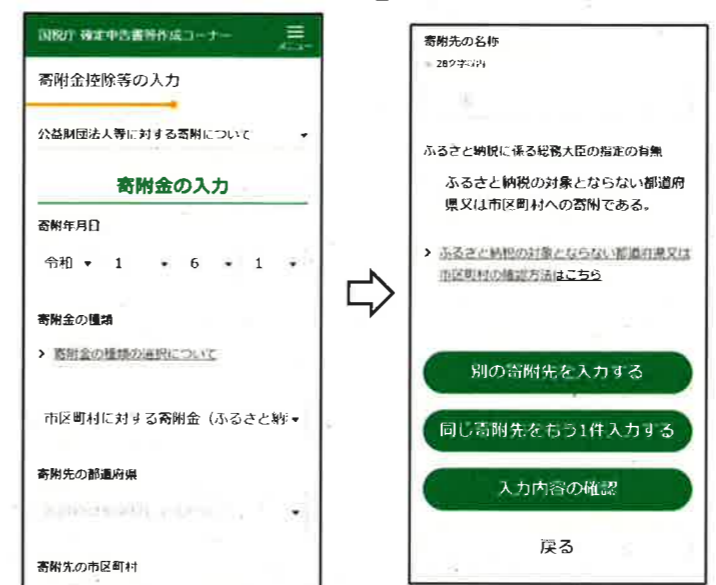


画面の案内のとおり、**源泉徴収票**の内容を入力します。



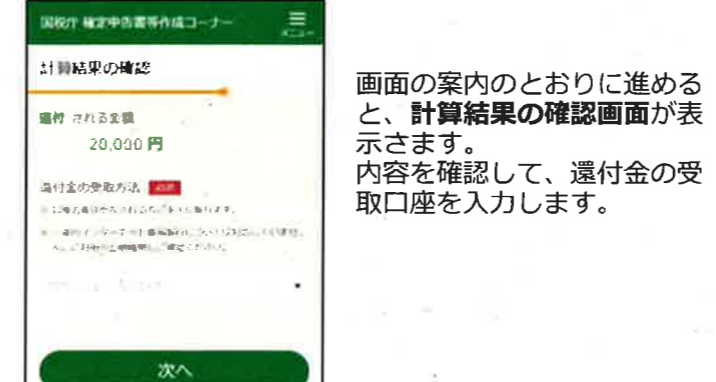
**STEP 7 寄附金控除の入力**

画面の案内に従い、**寄附金控除**の内容を入力します。



※寄附金の受領証ごとに1件ずつ入力します。全件入力後、「**入力内容の確認**」をタップします。

**STEP 8 計算結果の確認**



画面の案内のとおりに進めると、**計算結果の確認画面**が表示されます。内容を確認して、還付金の受取口座を入力します。

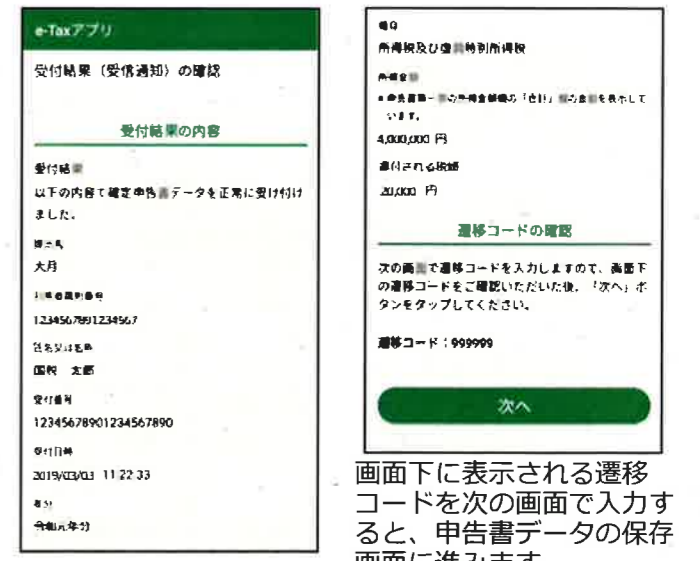
**STEP 9 本人情報・マイナンバーの入力**

画面の案内のとおり、**あなたの情報等**を入力します。



**STEP 10 申告書の送信**

画面の案内のとおり申告書を送信し、申告書の送信結果を受付結果の確認画面で確認します。



画面下に表示される**遷移コード**を次の画面で入力すると、申告書データの保存画面に進みます。

**STEP 11 申告書データの保存等**

- ・申告書データの保存は、国税庁HP掲載の「進化するスマート申告！～5つのステップで手続完結！～」をご覧ください。
- ・提出方法が書面の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。
- ・別途提出する書類がある場合には、郵送等で提出してください。
- ・最後に「終了」をタップしてください。

**以上で申告手続は終了です。**

※画面は開発中のものですので実際の画面と異なる場合